

通帳レス口座に係る特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、通帳レス口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「普通預金規定」、「定期預金共通規定」および各種定期預金規定（以下、まとめて「各種預金規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は各種預金規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は各種預金規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定の定義によるものとします。

2. (通帳レス口座の定義)

- (1) 通帳レス口座とは、預金通帳の発行に代えて、「かわしんバンキングアプリ」(以下、「アプリ」といいます。)の残高・取引明細照会サービスを利用して、預金取引明細を照会・確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 通帳レス口座は、通帳を発行いたしません。
- (3) 通帳レス口座の対象となる預金口座は以下の通りです。
 - ① アプリで口座開設した普通預金口座
 - ② アプリで口座開設した定期預金口座

3. (通帳レス口座でお取り扱い可能な取引)

- (1) キャッシュカードを使用した各種取引
- (2) アプリによる各種取引
- (3) P a y - e a s y (ペイジー) 口座振替受付サービス取引および各種収納会社等の Web サイトからインターネットを通じて申込する口座振替契約取引
- (4) Web にて手続きが完結するローンの申込から実行に関する各種取引
- (5) 通帳レス口座の解約取引

4. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) お客さまは、以下の場合には当店に対し、運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付本人確認書類を提示のうえ、通帳を発行する預金口座（以下、「有通帳口座」といいます。）に切替えるものとします。ただし、通帳レス口座から有通帳口座への切替えは普通預金口座に限ります。
 - ① 上記 3. 以外の取引で通帳が必要な取引を行う場合
 - ② お客さまの希望により、通帳レス口座から有通帳口座への変更を行う場合
 - ③ 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または任意後見監督人の選任がなされた場合
- (2) 有通帳口座に切替えた場合、通帳レス口座期間の入出金明細は記帳されません。

5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

有通帳口座から通帳レス口座へ切替えることはできません。

6. (定期預金口座の自動継続、利息)

- (1) 通帳レス口座で開設した定期預金は、アプリの残高・取引明細照会サービスに記載された満期日および利率によって、自動継続および利息計算を行います。

- (2) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店へ申出てください。
- (3) 満期日以後の払戻手続きは、マイナンバーカード等の顔写真付き本人確認書類、アプリを登録しているスマートフォンを持参のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。

7. (普通預金口座の解約)

- (1) 通帳レス口座のうち、普通預金を解約する場合は、マイナンバーカード等の顔写真付き本人確認書類、対象となる預金口座のキャッシュカードおよび届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 解約する場合において、預入れ残額（この預金の未払いの利息を含みます。）を払戻す際に提出する払戻請求書の記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

8. (定期預金口座の解約)

- (1) 通帳レス口座のうち、定期預金を解約する場合は、アプリからの定期預金満期払戻予約によりお客さまご自身でお手続きください。
- (2) 満期払戻予約手続きは、満期日の前日まで受付可能です。
- (3) 満期払戻予約した定期預金は、当該定期預金の受取口座として登録されている普通預金口座へ入金します。
- (4) アプリでは満期日前の解約をすることができません。やむを得ない事情で必要な場合は、当店へご相談ください。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じ、各種預金規定に基づき相殺する口座が通帳レス口座の場合は、通帳または証書の代わりに、マイナンバーカード等の顔写真付き本人確認書類、対象となる普通預金口座のキャッシュカード、アプリを登録しているスマートフォンをご持参ください。

10. (通帳レス口座の停止等)

当金庫は、通帳レス口座のお取り扱いの継続的な提供に支障があると判断したとき、通帳レス口座のお取り扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、若しくは打ち切ることがあります。これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、当金庫は一切その責任を負いません。

11. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上